

議案第13号

木津川市立小学校及び中学校の在り方検討委員会条例の制定について

木津川市立小学校及び中学校の在り方検討委員会条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月24日

木津川市長 河井 規子

提案理由

市立小学校及び中学校の適正規模及び適正配置について、子どもたちの未来のために望ましい教育環境を実現するための方向性を見出すことを目的として、木津川市立小学校及び中学校の在り方検討委員会を設置するものです。

木津川市条例第 号

木津川市立小学校及び中学校の在り方検討委員会条例（案）

（設置）

第1条 木津川市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の適正規模及び適正配置について、子どもたちの未来のために望ましい教育環境を実現するための方向性を見出すことを目的として、木津川市立小学校及び中学校の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、木津川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、教育委員会に答申する。

- （1） 学校の在り方に係る基本の方針に関する事項
- （2） 前号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。

- （1） 学識経験を有する者
- （2） 学校関係者
- （3） 保護者を代表する者
- （4） 地域関係者
- （5） 公募により選出された市民
- （6） その他教育委員会が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、任命し、又は委嘱した日から2年とする。

2 委員が欠けた場合は、教育委員会は、補欠の委員を任命し、又は委嘱することができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会は、特別の事由が生じた場合は、委員を解任し、又はその委嘱を解くことができる。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は当該会議の議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、教育長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議において議決すべき案件があるときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係人その他の委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、学校教育担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第13号 木津川市立小学校及び中学校の在り方検討委員会条例の制定について	
担 当 課	学校教育課 学務係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	将来にわたり、市立小中学校の児童生徒にとって安心安全で良好な環境の整備、教職員の指導体制の充実及び円滑な学校運営が図られるよう、中長期的な視点に立ち、学校教育環境を整えていく目的で、「木津川市立小中学校の在り方基本計画」を策定するため、諮問機関として委員会を設置するものです。	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・部内協議（令和2年7月22日） ・教育委員会（令和2年8月3日） ・教育委員会（令和2年11月5日） ・方針決定のための政策会議（令和2年11月25日） ・条例案決定のための政策会議（令和3年2月8日） 	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	1 ともに「学び」「喜び」「成長し」未来を生きる子どもを育むまちづくり
	政策分野	2 教育
	施 策	① 教育環境 ア. 子どもの教育環境の充実
概算事業費 (単位：千円)	<input type="checkbox"/> 単年度（ 年度）	
	<input checked="" type="checkbox"/> 複数年度（ 令和3～4 年度）	
将来にわたる効果及び経費の状況	2, 214千円 学校教育事務事業費	
将来にわたる効果及び経費の状況	中長期的な視点に立った基本計画を策定することにより、児童生徒にとって良好な教育環境を整備することとなり、適正規模、適正配置とすることで、市全体の公共施設の効果的な運営を図ることができます。	